

令和 7 年

西条市議会第 2 回 3 月定例会提出議案書

(その 6)

西 条 市



目 次

議案第 4 8 号	令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 2 回） について . . . . .	別冊
議案第 4 9 号	西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例 の一部を改正する条例の一部を改正する条例に ついて . . . . .	1



議案第 49 号

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例について

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例（令和4年西条市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）は、令和5年4月1日から <u>令和7年12月30日</u> までの間、新条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋とみなして排出に用いることができる。	附 則 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）は、令和5年4月1日から <u>令和7年3月31日</u> までの間、新条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋とみなして排出に用いることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

家庭系廃棄物の排出の有料化によるごみの減量を維持しつつ、新制度移行への混乱防止を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。